

## SY7-4

## 母子保健の IT 化の現状と今後 ～母子保健データの活用、PHR、虐待予防等～

中山 秀喜

日本コンピューター株式会社

自治体業務のシステム化において、保健分野は老人保健法時代、平成2年度～平成17年度にかけて「国保総合データバンク事業」の助成を活用し、小規模自治体を中心に全国的に一定のシステム導入が進んだが、成人保健が中心で予防接種、母子保健は最小限に留まった。平成29年度にマイナンバーを活用した予防接種データ連携が始まったことで、予防接種のシステム化は一気に加速、その後母子保健 PHR が追従したことでほぼすべての自治体が何かしらの形で健康管理情報を電子的に管理している状況が整った。その矢先、令和3年に自治体システム標準化法が施行され、健康管理もその対象業務となり令和7年度までに改めて整備が必要な状況である。

平成11年度には3,232団体あった自治体も「平成の大合併」を経て、平成26年度以降1,741団体にまで縮小した。一方、地方自治法の指定条件が緩和され、平成11年度には12団体だった政令指定都市も現在では20団体となり、同じく25団体だった中核市に至っては、倍以上の62団体にまで増加、保健所を設置する基礎自治体（保健所政令市）の拡充が促進された。現在では、自治体数で言えば6%しかない保健所政令市（政令市、特別区、中核市、地域保健法の保健所政令市）に、日本の人口の半数が集中している。

私たちは、平成4年から30年以上にわたり、自治体向けの保健システム（成人保健、母子保健、予防接種等）を全国の自治体向けに提供し導入・保守を繰り返し実施してきた。その間に発生した全ての法改正、制度改正、平成の大合併を乗り越えて、全国の自治体と共に歩んできた。保健事業は、法律の枠組みの中で実施するものではなく、法律を基本に自治体が地域特性を踏まえつつ、独自に創意工夫を重ね、如何に住民の健康、サービス向上に寄与していくことができるのかアイデア勝負のような要素が多分にあるため自治体ごとに出てくる要件はさまざまで、その一つひとつと真摯に向き合い多くの経験に変えてきた。現在では、政令指定都市の85%、特別区の95%にシステムを利用していただき、管理人口は、日本の人口のおおよそ3割に該当する3,600万人に及ぶ。

これまでの保健システムは、いわゆるコール・リコールと呼ばれるような一般的な受診勧奨通知や未受診者への再勧奨通知、フォロー台帳の管理、相談、訪問記録の管理、委託料の支払、そして、マイナポータルに連携するための副本登録といった事務処理効率化が中心であった。近年では、例えば母子保健データを活用した虐待予防に対する取り組みや、いわゆる民間 PHR アプリとして母子手帳アプリとの連携など蓄積してきたデータを多面的に活用するフェーズにきている。今後更に発展していくことが期待されるデジタル化を通じた保健と小児医療との連携や効果、課題等について考えていきたい。